

マージン率等に係る情報提供

三桜電気工業株式会社

【許可番号】派 45-300076

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和2年度(令和2年4月～令和3年3月))

記

1 派遣労働者の数(令和3年6月付)	<u>0人</u>
2 令和2年度 派遣先事業者の数	<u>1社</u>
3 令和2年度 労働者派遣に関する料金の平均額	<u>23,560円</u> (1日(8時間当たり)の額)
4 令和2年度 派遣労働者の賃金の額の平均額	<u>19,706円</u> (1日(8時間当たり)の額)
5 マージン率	<u>16.4%</u>

【計算式】

$(3 \text{ 派遣料金の平均額} - 4 \text{ 賃金の平均額}) \div 3 \text{ 派遣料金の平均額} \times 100 = \text{マージン率}$

6 法第30条の4第1項の労使協定

- ◆ 締結している : 令和2年4月1日～令和4年3月31日
- ◆ 協定対象派遣労働者の範囲 : 通信ネットワーク技術者

7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等の運営費を含んだものです。

- ◆ 賃金
- ◆ 法定福利費(労働・社会保険等)
- ◆ 運営経費、教育訓練費等
- ◆ 年次有給休暇費用、その他
- ◆ 営業利益